

**2013年
11月号**

発行日 平成25年11月15日(第66号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1第一ともえビル

特集：『独身OLの6割が仕事の後は直帰!?!』
/オフィスタ広報・宣伝部

オフィスタNEWS 第66号発刊にあたって

紅葉も色づき秋真っ盛りですが、皆さまどのように秋の季節をお過ごしでしょうか。今年は寒暖の差が激しいようなので、外出時は羽織る物が必要ですね。

さて、プロ野球では東北楽天イーグルスが初優勝し、最後まで諦めずに全力で戦うプレーが被災地の方々や全国の子どもたちをはじめ多くの人々に希望や勇気を与えてくれました。スポーツを通して様々な人にプラスの影響を与えるのは素晴らしいことですね。その他、最近のニュースではメニュー表示と異なる食材を使う食品偽造が問題となっていて、大手デパートや高級ホテルまで次々と不正を発表しています。長年培ってきた信頼を取り戻すには多くの時間がかかることなので、いつでも誠実に取り組み続けること、コンプライアンスの重要性を組織人として改めて考えさせられる事件でした。

年末にかけて忙しくなりそうですが、体調に気を付けてあと約1か月半元気に乗り越えましょう！

“はたらきたいという気持ちを大切に“そして”家庭もお仕事も大切に“

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援します。

今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596



@offista

@offista_twt

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。

(C)2013 OFFISTA

特集：『独身OLの6割が仕事の後は直帰!?』

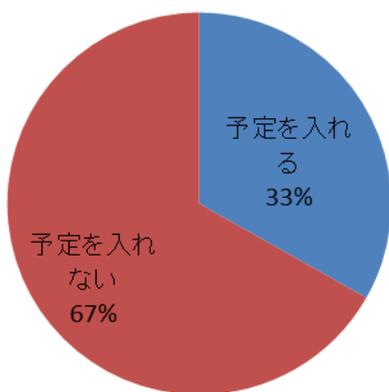
/オフィスタ広報・宣伝部

今年もあと1カ月半となりました。事務職ではたらく方にとって年末は繁忙期という会社が多いと思います。年が明けても3月決算であったり、これからの時期はいわゆる「繁忙期」として捉えられています。はたらく労働者してみれば残業が増えて嫌な季節だな・・・という人もいらっしゃると思います。パートではたらく主婦やママさんは残業というケースはあまりないかもしれませんが、独身OLの方はなかなか残業を断れないという場面も多いことでしょう。残業は誰でも嫌だと思いますが、そうはいつでも会社ではたらく以上避けられないこともあります。今回はそんな残業も自分にとってメリットになるようにポジティブな考え方になるような、なれるようなデータ収集や記事を書いてみました。

独身OLと残業の関係について調査したデータがあります。未婚OLを対象に某化粧品会社が実施した調査結果ですが、それによると「残業が多いOLほど、彼氏がいる」という統計があるそうです。

『繁忙期で残業がある日に、就業後に予定を入れますか?』という質問に対して『予定を入れる』と回答した女性は33%となっています。

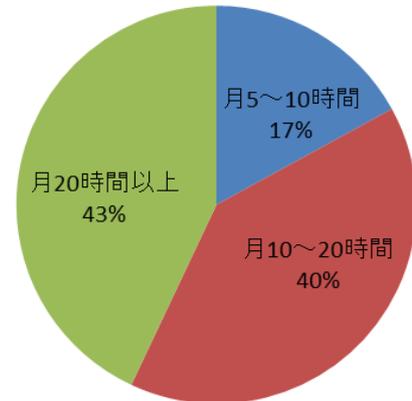
【繁忙期で残業がある日に予定を入れますか?】



では、この33%の人はどのくらい残業をしているのでしょうか。こちらの調査結果がおもしろいところなのですが、半数近くの方が月間20時間以上の残業をしている人達なのです。残業で疲れた後だからこそリフレッシュなのか、仕事とプライベートの棲み分けが上手で心身ともにバランスよく切り分けられる人なのかは不明ですが、いづれにしても遅くまで残業があったから家へ直帰するという感覚ではないようです。

要するに時間の使い方に長けていて、少なくともプライベートを充実させている人達ということになります。アクティブだから充実なのか、充実しているからアクティブなのかは人それぞれだとは思いますが。

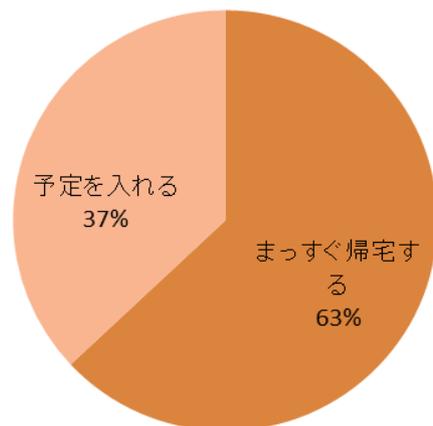
【残業後に予定を入れる人はどのくらい残業していますか?】



残業後に予定を入れる人達というのは、比較的残業時間が少ないのかと思いきや、実は**残業時間が多い人ほど、仕事の後にアクティブに活動している**という結果がわかりましたが、では繁忙期以外はどうかのでしょうか。

未婚OLのうち「就業後、ほぼ毎日まっすぐ帰宅する」と答えた人は**63%**と、過半数にも及びことも明らかになりました！仕事が終わればまっすぐ帰宅する未婚OLたち。気付けば自宅と職場を往復する日々……。え？私のこと!?とヒヤッとした方も多いのでは。

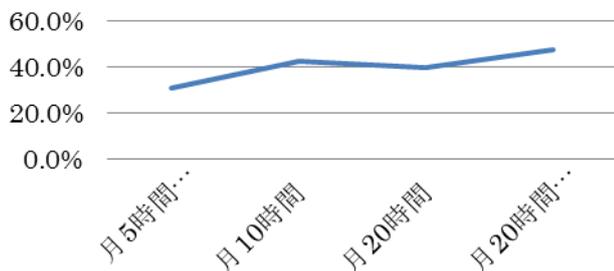
【仕事後はまっすぐ帰宅しますか? (未婚OLのみ)】



次に気になる、残業時間と恋愛の関係性を確認してみると、なんと残業時間が増えれば彼氏のいる確率は上昇している模様。「私は残業が多いから彼氏ができない」というセリフはもう言い訳になってしまいそう。

月5時間未満の人 …「彼氏がいる」30.9%
月5～10時間未満の人 …「彼氏がいる」42.6%
月10～20時間未満の人 …「彼氏がいる」40.0%
月20時間以上の人 …「彼氏がいる」**47.7%**

月5時間未満の人…「彼氏も好きな人もいない」55.3%
10時間未満の人…「彼氏も好きな人もいない」41.2%
20時間未満の人…「彼氏も好きな人もいない」40.0%
20時間以上の人…「彼氏も好きな人もいない」36.4%



【月間残業時間と彼氏がいる割合】

「残業が多いほど彼氏がいる」という傾向があるのに対して、「彼氏も好きな人もいない」率は残業少なめOLの方が高い。せっかくの独身時代なのに残業もない、仕事後の予定もない、恋もしてない、家と会社の往復の毎日。改めて文字にして突きつけられると、なんだか目から涙が流れてしまいそう・・・。

一見残業が多いと恋人を作ったり恋愛を楽しむ時間が少ないと思われがちですが、実は逆のようです。例えば、勤務時間中は皆、業務に追われてなかなか無駄話も出来ないものですが、残業後などは「あ～終わった～。みんなで飲みに行こうか！」なんて場面はありがちですよ。普段話す機会がない人とも接点が出来て職場の友人が増えたり、また得てして出会いなんていうものはこういう場面で起きるものです。そう考えると残業が多い人の方が彼氏がいたり、プライベートが充実していたり、残業後もアクティブに動いたりという統計もなんとなくあがります。

現代の社会はネット環境も整っているのだから、今の独身OLは家でTVを見たり、SNSを楽しんだりと大人しく家でゆっくり過ごす人が多いのかもしれませんが、一概には言えない所はありますが、残業が多くても仕事とプライベートの使い分けや時間の使い方が上手な人が多いようですし、残業量＝彼氏確率なんていうデータもあるそうですので、嫌な残業もポジティブに考えるきっかけになってもらえればと思い取り上げてみました。

参考：女子SPA! 「未婚OLの63%は仕事のあと毎日直帰」

●オフィスタ・ハケンニュース
<http://offistapress.1616bbs.com/bbs/>

『年末調整について』/オフィスタ総務部

/監修：佐久間会計事務所（オフィスタ顧問税理士）

年末調整の時期になりました。給与の支払者（オフィスタ）は、毎月の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっています（毎月のお給料から引かれているはずですが）、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、みなさまの年間の給与総額について納めなければならない税額と、実は一致しないのが通常なのです。この一致しない理由は、その人によって異なりますが、主な理由としては、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与額に変動がないものとして作られているが、実際は年の途中で給与額に変動があること、②年の途中で扶養親族に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること等が挙げられます。

このような**不一致を精算するために、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算して、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収又は還付することが必要になります。この精算手続きのことを「年末調整」と呼んでいます。**

一般に給与所得者は、一つの勤務先から受ける給与以外に所得がない、あるいは給与以外の所得があってもその額が少額であるという人が殆んどです。したがって、このような大部分の人について、勤務先で年末調整により税額の精算が出来るということは、確定申告などの手続きを行う必要がないわけですから、便利であり且つ非常に大切な手続きといえます。

平成25年12月31日時点でオフィスタで勤務している方は、確定申告の必要がありません。実際にオフィスタの場合ではどのような手続きになるかというと、11月内にご自宅へ関係書類が届きますのでまずはそちらをご記入ください。その際に、現在オフィスタで就業されている方は、必要に応じてオフィスタ顧問税理士への無料相談も可能ですので、税務上で何かございましたらお問合せ下さい。

お問合せはオフィスタ総務部迄
(03-3379-5595)

☆☆ (社) 日本雇用環境整備機構からお知らせ☆☆
/ オフィスタ業務管理部

● 「発達障害の人を採用・面接するための管理者知識
養成講習会」開催

発達障害には自閉症・アスペルガー症候群や ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)等があることが知られています。知的に遅れはなく、学校の成績も優秀けれども特性から人間関係に困難を抱えている当事者の事例を取りあげ、人事担当者が発達障害の人を採用するために準備すべき課題と面接を行う際の注意点・質問例を中心に解説します。法定雇用率引き上げ、納付金対象企業拡大及び法定雇用率の算定見直し等の法改正についても解説しますので、人事担当のみならず、障害者雇用に関わる役職員・管理者・総務担当者に向けた知識者養成にも対応した講習会となっています。

開催地	開催日	定員
東京会場	平成 26 年 1 月 24 日 (金)	50 名
大阪会場	平成 26 年 2 月 20 日 (木)	50 名

※雇用環境整備士資格者(第Ⅱ種:障害者雇用)の方には単位取得制度認定講座3単位が付与されます。

● 「育児者を雇用するためのメンタルヘルス・マネジメント知識者養成講座」開催

仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスがあると訴える労働者の増加により、メンタルヘルスの重要性は昨今強く叫ばれており、人事・総務担当部局へのメンタルヘルス知識者の養成・設置が急務となっています。本講座は、育児中従業員の「心の健康」をマネジメント(管理)するための、基本的な「メンタルヘルス・マネジメント」を中心とした講座で、育児中従業員を雇用するにあたっての注意すべき課題とマネジメントを行うにあたっての専門的な知識習得を解説します。人事担当者だけでなく労働問題・訴訟を未然に防ぐための専門知識者の養成を目的として、雇用に関わる役職員・管理者・総務担当者の知識者養成にも対応した講習会となっています。

開催地	開催日	定員
東京会場	平成 26 年 1 月 29 日 (水)	50 名
大阪会場	平成 26 年 2 月 19 日 (水)	50 名

※雇用環境整備士資格者(第Ⅰ種:育児者雇用)の方には単位取得制度認定講座3単位が付与されます。

●平成 25 年度第 2 回

「雇用環境整備士資格(第Ⅰ種~Ⅲ種)講習会」開催

雇用環境整備士とは、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務部局の担当官向けに専門知識を有する管理者の育成・養成・設置を推進することを目的とした同機構の認定資格で、Ⅰ種(育児者雇用)・Ⅱ種(障害者雇用)・Ⅲ種(エイジレス・高齢者雇用)の3種に分かれており1種目以上を履修している者を雇用環境整備士として登録しています。雇用環境整備士は各企業・団体にて専任知識者として設置され現在延べ 1,107 名の整備士が全国の企業・団体に職場環境の整備に向けて活躍しています。



来年 1~2 月に開催が決定いたしましたので、人事・総務ご担当者または当該部署への就業希望者は是非受講ください。地方からの開催要望も多いことから今回は東京以外にも大阪会場が設けられています。定員に達し次第申し込みは締切り。今回も各会場とも満席が予想されますので受講希望者はお早めにお申し込みください。ちなみに追加会場は予定されていません。申し込み受付は 11/11 よりインターネット先行で開始されます。

東京会場 (文京シビック 26F : 定員 90 名)	
第Ⅰ種 (育児者雇用)	平成 26 年 1 月 29 日 (水)
第Ⅱ種 (障害者雇用)	平成 26 年 1 月 24 日 (金)
第Ⅲ種 (イッパ以外雇用)	平成 26 年 1 月 21 日 (火)
大阪会場 (大阪研修センター4F : 定員 50 名)	
第Ⅰ種 (育児者雇用)	平成 26 年 2 月 19 日 (水)
第Ⅱ種 (障害者雇用)	平成 26 年 2 月 20 日 (木)
第Ⅲ種 (イッパ以外雇用)	平成 26 年 2 月 18 日 (火)

これら講習会についてのお問い合わせ・お申込みは
(社) 日本雇用環境整備機構 (講習会係 TEL. 03-3379-5597)
までご連絡下さい。又は機構のホームページをご覧ください。
<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

投稿：N.Mさん 29歳女性

Q. わたしはハケンではたらいていますが、妊娠していることがわかりました。職場にも周囲の人にも恵まれているので出産までは可能な限り続けたいと思っていますが、ハケンでも産休はあるのでしょうか。またその場合には休業給付の支給はあるのでしょうか。できれば産休後も仕事に復帰したいと考えているのですが、現在勤務している派遣先に復帰することはできますか。

A. 妊娠しているというだけでは、産休が発生するわけではありません。派遣会社との雇用契約が継続している間は、出産日以前 42 日間及び出産日後 56 日間は労働が禁止され、その間は健康保険法制度から**出産手当金**として、1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 の額が健康保険制度から支給されます。

また、派遣会社との間の雇用実績が 1 年以上ある場合は、出産日後 56 日経過した日から子が 1 歳になるまでは育児休業を請求することができます。その間は雇用保険制度から休業前の賃金×50%の額が**育児休業給付金**として支給されます。つまり健康保険法制度からの出産手当金及び雇用保険制度から育児休業給付金がそれぞれ支給されることとなりますのでご安心ください。

なお、産後休業・育児休業を 1 年あまり取った後で、現在の派遣先に復帰することまでは法律（派遣法・育児介護休業法）で保障されているわけではありませんので、必ず現職に復帰できるとは確約はできません。これは、育児休業の経過中に派遣会社と派遣先との派遣契約が解消されていることがありうるからです。

健康保険・雇用保険の手続き等の関係もありますので、派遣会社の担当者へは事前に報告をしっかりとっておくことがまずは大切です。（大滝）

…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>…

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生（神奈川県立産業技術短期大学）と馬場実智代先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

☆☆オフィスタからのお知らせ☆☆

/オフィスタ総務部

企業・団体の経営者のインタビューをインターネットで配信する『社長tv』にオフィスタが取上げられました。“雇用”に視点を当てて経営者を紹介していく番組ですが、今回“育児とお仕事”というオフィスタのコンセプトを放送したいとの事で取材のオファーがありました。

雑誌等の取材依頼には日頃から積極的に協力しているのですが、今回取材に応じた小松取締役もカメラを目の前にすると緊張してしまうと話していました。番組はインターネットで下記より動画配信されておりますので、もしお時間があれば覗いてみてください。



製作：(株)ディーノシステム
番組：『東京の社長tv。』

●番組をご覧になるには下記より

<http://tokyo-president.net/offista>

派遣クイズ

今年も職場でウォームビズに取り組むことになりました。次のうちウォームシェアに**該当する**のはどれでしょう。

- ① 飲食店で温かい食事や飲み物で体の中から温め、仲間と楽しく過ごした。
- ② 美術館や博物館に行き、友人と芸術鑑賞した。
- ③ 同僚と旅行に行きご当地の美味しいものを食べ、旅先での出会いで和んだ。
- ④ 親族で温泉に行き、お風呂でリラックスしながら体を温めた。



(ウォームビズ公式キャラクター：あったか忍者あった丸)

(答えは最終ページ)

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

官庁系公益法人での一般事務

国土交通省系の財団法人での一般事務のお仕事です。会員の申し込みがあった際に、データ入力・会費の請求発送・入金チェックなどのお仕事です。週4日で年130万円の扶養の範囲内ではたらかたい主婦やママさんを歓迎します。時短も相談可。横浜エリアでお仕事をお探しの方には駅チカで通勤便利です。

勤務形態：派遣（長期前提、まずは3/31までの契約）

就業開始日：11月下旬予定（応相談可）

勤務地：横浜（馬車道駅より徒歩1分）

勤務体系：月水木金の4日間、9:30~17:00

※勤務時間は時短も相談受け付けます

時給：1,200~1,250円（別途交通費支給）

スキル・経験：

①エクセル・ワード（基礎操作が出来れば大丈夫です）

②社会人経験3年以上

③官庁系団体の経験者や希望者は尚良し

※選考は随時。内定者が出た時点で終了となります。

このお仕事はメルマガを愛読いただいている方を優先に、ご紹介しているお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/melmaga.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

MEMO：

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。

この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00~17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

年末まであと1か月半となってしまいました。街ではクリスマスのイルミネーションが始まり、年賀状の販売も始まり、すっかり12月モード。ある企業の広告で、「大掃除前倒しキャンペーン」という、大勢の人が前のめりになっているユニークな広告を見ました。年末は何かと忙しいので早めに大掃除をすることにより心にもゆとりを持たせる効果が期待できそうですが、そうはいつてもなかなか日にちが迫らないとエンジンがかからないですよ。今年こそ出来ることから今のうちに前倒ししてみようかな！！

Hiroko 記

オフィスタ NEWS 第66号作成委員

編集長 Hiroko オフィスタ広報・宣伝部

編集 Reiko オフィスタ総合管理室

監修 makoto オフィスタ業務管理部

執筆 Yakka オフィスタ人事管理部

Nozomi オフィスタ人事管理部

Junco オフィスタ総務部

協力 大滝岳光人事労務研究所

馬場実智代社会保険労務士事務所

（社）日本雇用環境整備機構事務局

参考 女子SPA!/環境省ホームページ（ウォームズ）/

オフィスタ・ハケンユース

派遣クイズの答え：全て該当する

ウォームビズ活動の一環であるウォームシェアとは、極力暖房を抑えて集まることで温まる取り組みのことをいいます。今年のウォームビズの期間は平成25年11月1日~平成26年3月31日となっています。

家庭でも家の暖房を止めて街に出かけるだけでエネルギー消費を減らせます。飲食店や温泉・浴場・公共施設などでゆっくり過ごしましょう。スポーツをしたり、イベントに行ったりするのもウォームシェア。みんなが集まることで、まちも活気が出ます。気軽に集える場所を探し、体だけでなく心も温かく過ごせる冬になるといいですね。公式キャラクターとして「あったか忍者あった丸」も目にする機会が増えるかもしれませんね。（参考：環境省HP）



オフィスタは次世代育成支援
対策推進法第13条に基づく
厚生労働大臣認定企業です。